

美瑛町地域公共交通計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、美瑛町地域公共交通計画策定業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（プレゼンテーション）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務名

- (1) 業務名 美瑛町地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「美瑛町地域公共交通計画策定業務委託仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算額 委託料の上限は8,437,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

本町の公共交通に関しては、スクールバス車両の老朽化や運転手の確保、公共交通機関の路線維持、高齢化による移動手段の確保等の様々な課題を抱えており、それらの解決を目指し、まずは現状の把握と整理を行い、将来的なデマンド交通整備等のビジョンを示す地域公共交通計画の策定を目指す。計画の策定に当たっては、人流ビックデータ等を用いた分析を行うことに加え、先進事例等を示しながら協議会を中心に協議を進める必要があることから、本業務の調査・計画策定・遂行においては、高いスキルや分析力、情報収集力を有するとともに、広い視野を持って本業務を行うことができるノウハウと実績のある事業者を選定するため、プロポーザル方式により公募を行う。

4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の前日までに美瑛町競争入札参加有資格者名簿に登録されてること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 北海道内に事業所を有すること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に、美瑛町と同規模の道内自治体（人口3万人未満の町村）において本件と同種又は類似業務と認められる業務の履行実績があること。
- (8) 業務の確実な実施のため、技術士（建設部門：都市及び地方都市）の資格を有する者を2名以上確保できる体制であること。
- (9) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

5 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式で選定する。また、事業者募集等のスケジュールは以下のとおりとする。

内容		期間
実施要領等の公告（公募開始）	町	令和8年1月23日（金）
質疑書の受付期限	事業者→協議会	令和8年1月30日（金）17時まで
質疑書の回答	協議会→事業者	令和8年2月 3日（火）17時まで
参加表明書の提出期限	事業者→協議会	令和8年2月 6日（金）17時まで
参加者選定決定通知	協議会→事業者	令和8年2月10日（火）
提案書の提出期限	事業者→協議会	令和8年2月20日（金）
提案審査	—	令和8年2月27日（金）
最終審査結果通知書発送	協議会→事業者	令和8年3月 3日（火）※郵送
契約締結	—	令和8年4月頃（本業務を対象として協議会が申請する国補助事業の交付決定日以降で町・受託事業者が協議のうえ契約日を決定）

6 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）

(2) 提出期間

令和8年1月23日（金）13時00分から令和8年2月6日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。

※ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

美瑛町役場 まちづくり推進課

〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 担当：齊藤、三浦

TEL：0166-92-4330（直通） FAX：0166-92-4414

e-mail：machi@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者選定決定通知

令和8年2月10日（火）発送予定

7 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年1月30日（金）17時まで

(3) 質問受付先

上記6 (4) に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにて令和8年2月3日 (火) 17時までに回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記6 (1) の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を期間内に提出するものとする。※審査会については次項参照

① 企画提案書 (様式3)

② 業務経費見積書 (様式4) 及び関係書類 (任意)

※企画提案書等の作成に当たっては、「美瑛町地域公共交通計画策定業務委託企画提案書記載要領」を参照すること。

(2) 提出期間

令和8年2月20日 (金) 17時まで (必着)

(3) 提出部数

正本1部と副本7部及び一式を保存したCD-R 又はDVD-R 1枚

(4) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。) とする。

※ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(5) 提出先

上記6 (4) に同じ。

9 委託業者の選定

(1) 審査方法

企画提案書を当課が設置する審査会において審査し選定する。応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案書を比較・検討のうえ、審査基準から総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、別紙「美瑛町地域公共交通計画策定業務委託企画提案書記載要領」のとおりとする。

(3) 審査会に関する事項

① 開催日時/会場 令和8年2月27日 (金) 9時 (予定) /美瑛町役場

② その他

- ・プレゼンテーションの現地参加者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ・プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を10分程度設ける。
- ・プレゼンテーションで使用するモニター、HDMI ケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。
- ・プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。
- ・詳細については参加者決定通知の中でお知らせする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、委託予定者として選定された後にあっては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあっては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提案価格が上記2(4)の予算額の範囲を超えた場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月3日(火)に書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 発注者

発注者は美瑛町地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という)とする。

(2) 契約金額

協議会は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本業務に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

(3) 契約日及び注意事項

契約日は令和8年4月1日以降(本業務を対象として協議会が申請する国補助事業の交付決定日以降で協議会・受託事業者が協議のうえ契約日を決定)とする。ただし、本プロポーザルは美瑛町令和8年度当初予算の成立を前提とした年度当初からの業務であることから、美瑛町議会にて当初予算が否決された場合は、委託契約を締結しないものとする。なお、契約に至らない場合においても、応募者が本業務を実施するための費用(準備行為含む)、提供した知見の対価等については一切保証しない。

(4) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき協議会と協議のうえ行うものとする。

(5) その他

- | | |
|------------|-------|
| ① 前払い制度 | 適用しない |
| ② 部分払い制度 | 適用しない |
| ③ 契約保証金 | 免除する |
| ④ 契約書作成の要否 | 必要 |

11 その他

(1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3) 提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。

ただし、協議会が従来から著作権を有する部分の著作権については、協議会に留保するものとする。

また、協議会が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案書の全部又

は一部を無償で 사용할 ことができるものとする。

- (4) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者として決定する。
- (5) 参加表明書の提出がなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行う。
- (6) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途協議会が定めるものとする。
- (7) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。